

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第七編 国際労働運動

第四章 世界労働組合連盟の創立

第三節 世界労働組合連盟の創立と第一回世界労働組合大会

規約案の討議にはいったとき、最初にフランスのキリスト教労連代表は、一国に幾つかの全国中央組織が存在する場合、そのすべてを世界労連に加盟させるよう提案した。しかしこの提案が支持されず、否決されると、キリスト教労組代表は退場してしまった。

ベルギー代表はイギリス代表に支持されて、規約案の前文中にふくまれている政治的諸任務を削除することを提案したが、これも否決された。

オランダの代表は、強力な全国労働組合中央組織の干渉を避けるために、世界労連本部を小国におくことを提案し、チューリヒ、ブリュッセル、コペンハーゲン等を候補地にあげだが、会議は原案のパリを支持した。

小国と植民地諸国の代表は、小国にたいして執行部への十分な代表権が与えられておらず、組合費が高額すぎる、との不満をのべた。この不満はききいれられ、執行委員会の人数は原案の二一名から二六名に増加され、組合費については、負担能力に応じて、加盟組織を一〇〇%納入、五〇%納入、二五%納入の三グループにわけることで、了解がついた。

規約案にかんする討論で最も難航したのは、国際職業別書記局に関連した第一三条をめぐる問題であった。

シトリンやスケヴネルスは、ここでも国際職業別書記局を独立した組織として残しておき、各国の労働組合中央組織と同等の権利をもたせようとして、この条項に激しく反対した。そして激論のすえ、世界労連の中に、技術的な事務問題を専門的に処理する産業別部門を設けるが、国際労働運動の全般的政策問題については世界労連の指導機関が完全に責任をもつという(つまり国際職業別書記局を独立した組織としては認めない)、第一三条が採択されたが、しかしイギリス代表団があくまで主張したために、結局つぎのような妥協がおこなわれた。すなわち、産業別部門の目的、業務の方法、権限、財政は、のちに世界労連執行委員会が職業別書記局と話しあって決定する「特別規約」によって規制されるものとし、問題の解決を将来にゆだねたのである。このため、国際職業別書記局は世界労連のそとに残ることとなった。

規約草案は、以上のような討論をへたのち、若干の修正をくわえて、一〇月三日の会議で採択された。採択と同時に世界労働組合連盟は成立し、世界労働組合会議は世界労働組合連盟の第一回大会——第一回世界労働組合大会にきりかえられた。

■←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)